

平成31年2月19日

〒515-8530
三重県松阪市京町510
株式会社第三銀行 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤厚美
TEL: 052-734-8107
FAX: 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴行の「カードローン規定」における期限の利益の喪失条項を消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、当該条項は消費者契約法第10条に抵触する可能性があるとの結論に達しました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴行の見解や対応につき、平成31年3月19日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴行からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 第三銀行カードローン規定第12条第1項第6号（期限前の全額返済義務） について

第12条

(1) 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても本契約による債務の全額について当然期限の利益を失い、ただちに債務を返済します。

①～⑤ 略

⑥ 相続の開始があったとき。

1 申入れの趣旨

本条第1項第6号（以下、「本件条項」といいます。）を削除してください。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法第10条

消費者契約法第10条は、民法等の任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

(2) 本条第1項第6号について

ア 民法では、期限の利益について、同法第136条第1項が「期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。」と規定し、同法第137条は、次の場合に、債務者が期限の利益を主張することができない旨規定しております。

① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき

② 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき

③ 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき

このように、民法上、「相続の開始があったとき」は期限の利益の喪失事由とはされておられません。

また、民法第896条本文は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定しており、相続が開始した場合、被相続人の債務は性質を変えずに相続人に承継されるのが原則です。

ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき」に、相続人の期限の利益を一律に喪失させるものであり、民法が適用された場合と比して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項といえます。

イ 本件条項が適用された場合、相続した債務を当初の約定の期限どおりであれば分割して支払うことができたものの、一括では支払うことができな

い相続人にとっては酷な結論となります。例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産が存在しないような場合に貴行が一括返済を迫れば、相続人は相続放棄や限定承認せざるを得なくなります。また、相続放棄等をせずに済んだとしても、相続の開始によって、相続人は期限の利益を喪失しますので、約定利息よりも相当高い遅延損害金の支払義務が生じることになります。

債務者の死亡によって、債務者の信用に変化が生じますが、資産や返済能力が増加する場合がありますから、必ずしも一律に信用が低下するわけではありません。この点からしても、一律に期限の利益を喪失させるのは不合理です。また仮に、信用が低下したとしても、当初期限どおりに返済がなされていれば貴行にとって不利益はありませんし、万が一返済が遅れた場合には、本条第2項第1項が貴行の請求によって債務の全額について期限の利益を喪失させる旨を規定していることからすれば、当該条項に基づき、貴行は一括返済を求められますから、本件条項がなくとも、貴行には不都合がほとんどありません。

以上の検討からすれば、「相続の開始があったとき」に期限の利益を失わせる本件条項は、貴行においては、相続人に対して一括返済を求めることを可能にし、しかも利息よりも相当高い遅延損害金の請求を可能にするという利益が生じる一方で、カードローン利用者である消費者においてのみ予期せぬ多大な不利益を与えるものであって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法第10条により、無効といえます。

ウ よって、当法人は、貴行に対し、申入れの趣旨のとおり申し入れます。

なお、金融機関が販売しているカードローンにおける相続開始を理由とした期限の利益喪失条項については、認定NPO法人適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本が、株式会社みずほ銀行や株式会社三井住友銀行に対して削除の申入れをしており、両行は既に当該条項を削除したカードローン規定の使用を開始しています。貴行におかれましても、これら両行と同様の対応を取って頂きたいと存じます。

以 上